

新潟県条例第11号

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例（平成13年新潟県条例第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前						
別表第1（第6条、第9条、第16条関係）					別表第1（第6条、第9条、第16条関係）						
区 分		単 位	使用料		区 分		単 位	使用料			
会 議 室		(略)	320円		会 議 室		(略)	310円			
大 研 修 室			1,260円		大 研 修 室			1,240円			
小 研 修 室			630円		小 研 修 室			620円			
栄 養 実 習 室			1,260円		栄 養 実 習 室			1,240円			
フィット	(略)	(略)	(略)		フィット	(略)	(略)	(略)			
ネスホ ール	1月券 による 使用	一 般	(略)	2,100円	ネスホ ール	1月券 による 使用	一 般	(略)	2,060円		
		生徒等		840円			生徒等		820円		
温 水 プ ー ル		(略)	470円		温 水 プ ー ル		(略)	460円			
備考 (略)					備考 (略)						
別表第2（第8条、第9条、第16条関係）					別表第2（第8条、第9条、第16条関係）						
名 称	内 容	単 位	使 用 料		名 称	内 容	単 位	使 用 料			
体 力 測 定	総合コー ス	(略)	(略)	一 般	5,240円	総合コー ス	(略)	(略)	一 般	5,140円	
				生徒等	2,620円				生徒等	2,570円	
	ハイパワ ーコース	(略)	(略)	一 般	3,040円	ハイパワ ーコース	(略)	(略)	一 般	2,980円	
				生徒等	1,520円				生徒等	1,490円	
	ミドルパ ワーAコ ース	(略)	(略)	一 般	3,350円	ミドルパ ワーAコ ース	(略)	(略)	一 般	3,290円	
				生徒等	1,680円				生徒等	1,650円	
ミドルパ ワーBコ ース	(略)	(略)	一 般	3,980円	ミドルパ ワーBコ ース	(略)	(略)	一 般	3,910円		
			生徒等	1,990円				生徒等	1,950円		
ローパワ ーコース	(略)	(略)	一 般	3,670円	ローパワ ーコース	(略)	(略)	一 般	3,600円		
			生徒等	1,830円				生徒等	1,800円		
動 作 分 析	(略)	(略)	一 般	5,240円	動 作 分 析	(略)	(略)	一 般	5,140円		
			生徒等	2,620円				生徒等	2,570円		
生活習慣しっ かり改善コー ス	(略)	(略)	24,100円		生活習慣しっ かり改善コー ス	(略)	(略)	23,660円			
備考 (略)					備考 (略)						
別表第4（第9条、第16条関係）					別表第4（第9条、第16条関係）						
区 分	単 位	手 数 料			区 分	単 位	手 数 料				
文書	普通の もの	(略)	1,650円			文書	普通の もの	(略)	1,620円		
	複雑な		3,850円				複雑な		3,780円		

	もの			もの	
	特殊な		5,500円	特殊な	5,400円
	もの			もの	
備考				備考	
1 「普通のもの」とは、 <u>傷病名診断書、通院証明書等その内容が簡単なもの（特殊なものを除く。）をいう。</u>				1 <u>普通のもの及び複雑なものには、特殊なものに該当するものを含まないものとする。</u>	
2 「複雑なもの」とは、 <u>身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの（特殊なものを除く。）をいう。</u>					
3 「特殊なもの」とは、 <u>恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るものをいう。</u>				2 「特殊なもの」とは、 <u>保険金その他の給付金の請求に係るものをいう。</u>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後における使用又は利用に係る使用料について適用し、同日前における使用又は利用に係る使用料については、なお従前の例による。